論壇

会計参与に就任して

天野清一
【四谷】

Ⅰ　はじめに

平成18年5月に施行された会計参与制度創設の経緯にふれてみたい。従来より大会社に対する会計監査人による監査は行われてきているが、中小会社の計算の適正を担保する制度が欠けていた。そこで中小会社においても、計算の適正担保制度の検討について昭和59年に法務省から公表され、問題提起されたのが始まりである。

その後の検討で中小会社においても、外部からの監査が必要であると思われるが、外部監査人による正規の監査よりは、限定された「簡易な監査」として、昭和61年5月に会計の専門家による「会計調査人制度」が明示された。しかし、この制度に関して賛否両論が激しくかわされ、公認会計士協会と中小企業関係団体からは反対意見が強く、一方税理士会においても意見が纏まらなかった為、この制度の導入は見送られる事になった。そして、平成9年になって地方自治法の外部監査人に税理士が加えられた。ここで初めて税理士が会計の専門家としての適性を認められたのである。その後、法制審議会会社法部会で、「会社法制の現代化」について検討を始め約3年かけて中小会社の計算書類の適正性を担保する制度として税理士・公認会計士を資格者とした「会計参与制度」の創設が盛り込まれた会社法が平成17年6月29日に成立し、平成18年5月より施行されたのである。

Ⅱ　会計参与就任まで

私は平成17年に「新会社法」が成立し、その中に会計参与制度が創設されたことを顧問先に事務所主催のセミナー等を通じて情報発信した。翌年になってある顧問先から会計参与就任の打診があり、就任の承諾をした。平成18年9月の株主総会において、私は会計参与に選任され就任した。そこで、就任にあたり当該顧問先と会計参与契約書を作成し締結した。

契約書には、次の内容を明記した。

①職務遂行上すべての資料を開示・提供すること
②会計参与は、顧問税理士の立場と違い「中小企業の会計に関する指針」(以下、「会計指針」という。)に準拠した会計処理と決算を行うこと
③任期
④取締役と共同して計算書類を作成すること及びその計算書類の種類
⑤取締役と意見が一致しない場合には、辞任せざるを得ないこと
⑥補助者を使用出来ること
⑦月次決算を必ず行うこと
⑧会社に対する損害賠償の限度額など

このような内容を明記しなければならないのは、顧問税理士は極論すれば会計指針に従っていない（減価償却を行っていない等）決算書であっても、税務上の課税所得の適正性を計算すれば良いのであるが、会計参与は税務上の適正性ではなく、株主・債権者等のため計算書類の適時性・適正性を重視しなければならないからである。

Ⅲ　就任後の職務遂行の実務

新会社法では、会社は適時に正確な会計帳簿を作成しなければならないこととされた。(会社法第432条）適時にとはどのような意味なのかと言えば、現金預金取引のように日々発生するものについては、発生の都度会計帳簿に記入し、売上債権・買掛債務など締め切り日があるものについては、締め切り日の翌月中に会計帳簿に記入することと解されている。この適時性を担保するためには、毎月翌月中の監査（以下、「月次巡回監査」という。）を実施することである。この業務は、会計参与であっても顧問税理士の立場でも、共通の業務である。私は、自己の監督下にある職員に月次巡回監査を徹底して行わせている。監査業務に付随して、当該顧問先経営者と一緒に経営計画策定の相談にも応じている。経営者自身が経営計画を作成することにより、黒字決算支援にも力を入れることができる。そして、当然の帰結として、翌月中の巡回監査を実践しているのであるから、税理士法第33条の2の書面添付（以下「書面添付」という。）も実践することができる。結果として金融機関からの信頼も得ている。現在金融機関の中には貸出金利の優遇措置を導入しているところも出てきている。書面添付つきの確定申告書は、税務当局からも信頼されて来ていると考えている。このように税理士としてのコンプライアンスを確立しておけば、会計参与の就任に躊躇する事など全くない。かえって新会社法の施行により税理士としての職域が拡大したのだと考えている。新会社法においても、中小会社の計算書類の監査は従来通り監査役が行うこととされているが、実体上は有名無実となっており、形式上存在していると言っても過言ではないであろう。それ故会計参与制度が導入されたのである。私は、会計参与として月次巡回監査を行い、3ヶ月ごとの取締役会において四半期ごとの業績検討会を開催していれば、会計参与の責任は十二分に果たすことが出来ると思っている。このように職務を遂行していれば、当該顧問先の業績を向上させる手助けも出来る。外部の第三者から損害賠償を求められることなどあり得ないと思う。会計参与と顧問税理士は、前述したとおり立場の違いこそあれ、就任した会社が赤字の会社であれば、黒字決算へと支援し、黒字の会社であればさらなる業績向上に貢献出来ると共に、外部の第三者に計算書類の適正性を証明する役職であると思う。

期首から12ヶ月が過ぎ、決算期が来れば自然と適時性・適正性が担保された計算書類を取締役と一緒に作成出来るのである。この役職には、税理士・税理士法人又は公認会計士・監査法人しか就任することが出来ない。すばらしい役職であると思わずにはいられない。就任に積極的になるべきだと思う。通常の会計事務所業務の延長線上に会計参与の職務があると言えないだろうか。

Ⅳ　会計参与報告書の作成

取締役と共同して計算関係書類を作成した後に、会計参与報告書を作成する。報告書の作成は新会社法第374条第1項により義務付けられている。報告の内容は、施行規則第102条に掲げられている。私が行っている実際の作成過程は、会計事務所で通常行っている作業とさほど変わらない。異なるところは、計算書類を「会計指針」に準拠して作成したことである。報告書には、前述の施行規則に沿った内容を記載した上で、毎月の監査によって適時性・正確性が担保されている事を付け加えている。つまり、一年間どのようなことを監査して来たかを記載するのだが、私は書面添付に記載する内容とほとんど変わらないことを記載している。前述のような内容を記載して報告書は完成する。そして、株主総会で報告すれば、一年間の役割は終わる。私はこの繰り返しを二度行って来ている。難しいことはない。

Ⅴ　会計参与の会社に対する損害賠償責任（会社法第423条）と第三者に対する損害賠償責任（会社法第429条）

私は、税理士として月次巡回監査を実践することにより、会社に対する任務懈怠責任と第三者に対する法定責任に十分対抗出来ると考えており、責任を問われることは無いと確信している。会員からそんなに安易に考えても良いのかと問われそうだが、私は自信を持って大丈夫ですと言える。但し、すべての顧問先に就任を承諾出来る訳ではない。月次監査を実行出来る顧問先に限られる。会計参与は会社との契約関係は委任契約と解されており、受任した法律行為・事務処理については自ら執行しなければならない。しかし、自己の監督下にある税理士・高度な知識を有する職員等を使用することは出来る。その為に、常に研修による職員の能力向上を図り続け、事務所全体の業務品質の向上が必要不可欠である事は言うまでもない。

Ⅵ　おわりに

私は、現在2社の会計参与に就任しているが、この数年間

①事務所職員の能力向上の研修
②職業倫理に関する教育
③個人情報保護に関する情報セキュリティー対策

など事務所内の業務品質の向上に力を入れてきた。その成果が、会計参与の就任に繋がり、収益の拡大に貢献していると思っている。会計参与制度が導入されて3年が過ぎた。多くの会員は、第三者に対する責任を考えて、就任を躊躇していると聞く。前述のように平成9年に税理士も会計の専門家として正式に認められたのであるから、自信を持って会計参与に就任して頂きたいと願っている。この職務を通じて税理士の社会的地位の向上に少しでも貢献して頂きたい。顧問税理士が会計参与を兼務すると言うことは、真正な課税所得を計算した申告書を作成することと、計算関係書類の適正性を担保するという役割を同時に達成出来ると言えるのではないでしょうか。私は、今後も会計参与の職務に積極的に取り組んでいく所存である。